

平成28年度 リサイクル製品等認定制度 認定製品

高知県では、廃棄物の発生抑制やリサイクル産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するための方策として「高知県リサイクル製品等認定制度」を平成16年度から実施しております。

廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」と、環境に配慮した取組で優れた成果を挙げている県内の「環境配慮型事業所」、地域における循環型社会の形成に貢献していると認められた「エコショップ」について県が認定を行います。

平成28年度は、リサイクル製品として2製品が認定されました。

認定事業者名：大林道路株式会社 高知アスファルト混合所

製造加工事業所：大林道路株式会社 高知アスファルト混合所（高知市春野町弘岡下親田2483-1）

認定リサイクル製品

- 認定番号 95
- 製品名称 再生砕石（RC-40）
- 品目 再生砕石
- 循環資源 コンクリート塊



- 製品説明
高知県内の建設現場から発生した産業廃棄物であるがれき類（コンクリート塊）を破砕による中間処理後、選別し、製造した再生砕石（RC-40）です。
循環資源として、がれき類（コンクリート塊）を100%使用しています。
道路工事等における路盤材や埋戻し等に使用されています。

- 認定番号 96
- 製品名称 再生アスファルト混合物
（再生密粒度アスコン13）
- 品目 再生アスファルト混合物
- 循環資源 アスファルト・コンクリート塊



- 製品説明
高知県内における道路舗装工事で発生したアスファルト・コンクリート塊を破砕・選別し、骨材として再利用した再生アスファルト混合物（再生密粒度アスコン13）です。
アスファルト・コンクリート塊を製品重量比で約30%使用しています。
道路舗装に使用されたアスファルト廃材を再びアスファルト舗装道路に生まれ変わらせます。



高知県リサイクル製品等
認定制度シンボルマーク

認定日：平成29年1月20日
認定期間：3年
（認定日から3年を経過した日の属する年度末まで）
担当課：林業振興・環境部環境対策課
連絡先：TEL 088-821-4524